

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
文化庁独立行政法人の長 殿
各スポーツ関係団体の長
各文化関係団体の長

文化庁文化経済・国際課長
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

チケット不正転売禁止法の適正な運用について（通知）

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号）」（以下、本法、または法という。）については、令和元年6月14日に施行され、約2年が経過いたしました。興行主等の皆様におかれましては、平素より本法の趣旨に鑑み、興行入場券の適正な流通の確保に関する措置にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年通りの興行を開催することが困難な状況になっており、かつてなく厳しい業況に直面しておりますが、ワクチンの接種が進む中で、今後、徐々に興行の再開とそれに伴うチケットの流通の回復が見込まれます。

そうした中で、再度本法に基づき、特定興行入場券の不正転売を防止し、興行入場券の適正な流通の確保を図るべく、興行主等の皆様におかれましては、再度以下の点に留意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（1）チケット不正転売禁止法に基づく興行入場券の適正な流通の確保に関する措置について（法第5条関係）

興行入場券の適正な流通を確保するため、興行主等におかれては法第5条の規定に基づき、措置に関する費用や特定興行入場券の不正転売を防止する効果なども踏まえ、適切な措置等を図っていただきますようお願い申し上げます。

その際、特に特定興行入場券については、所持人と正当な債権者（入場資格者）の同一性を確保し、事実関係の問合せや興行が行われる場所での確認措置をとることができるよう、必要最低限の措置として、氏名及び連絡先の確認措置が必要となります。ここでの「連絡先」とは、興行主等が必要な場合に入場資格者又は購入者と連絡を取ることができる電話番号・メールアドレス・会員番号等が該当します。

（2）特定興行入場券の要件について（第2条関係）

法施行以来、興行主等の皆様のご協力により、「特定興行入場券」に該当するチケットも一定数流通しております。他方、当省に寄せられた特定興行入場券の該当性に関する問

合せの中で、興行主等が特定興行入場券として発行することを企図していながら、法第2条に基づく要件を満たしていないチケットが散見されます。そこで、そうした事例について、まとめさせていただきましたので、興行主等におかれては、添付資料「チケット不正転売禁止法及び特定興行入場券の要件について」を参考に適切な特定興行入場券の発行を改めてお願いいたします。

(3) 購入代行行為について(第2条関係)

特定興行入場券の「不正転売」の要件については、法第2条の規定に基づき、特定興行入場券に係る取引毎に、個別に判断されます。

購入代行業者が、顧客からの委託(委任)を受けて特定興行入場券を代理購入し、当該委託(委任)者に渡すという行為形態がとられる場合、仮に当該行為が委託(委任)と評価できるものであれば、当該事業者は当該特定興行入場券について有償譲渡を行っていないと判断されることもあり得ますが、単に法規制を回避するために、実質的には売買契約であるのを委託(委任)に仮託したものである場合は、有償譲渡を行っていると判断されることも考えられます。

特定興行入場券を取り扱う興行主等におかれては、販売時の本人確認措置の徹底などにより、不正転売行為が生じないようご注意ください。

(4) 興行主等による周知広報(第6・7条関係)

興行主等におかれては、法第6条及び第7条に基づき、販売するチケットについて正確かつ適切な情報を提供するとともに、チケット購入者その他の者への丁寧な説明等の対応をお願いします。その際、興行主の同意を得て転売が可能な場合はその手続方法、チケットリセール等に関する情報の提供に努めるとともに、転売されたチケットを購入した者からの相談等についても適切に応じてください。

(5) その他

インターネット上の仲介サービスを利用した特定興行入場券の不正転売が多発しております。例えば同一出品者が元の販売価格を超える金額で2回以上チケットの出品をしているケースなどは、本法に規定する禁止行為となることがあります。

また、事前に整理券・予約券・予約番号等が発行される特定興行入場券について、当該整理券等を転売するケースも見られますが、こうした行為についても、当該整理券等の性質等によっては、問題となる場合があります。

興行主等におかれては、こうした行為を見かけた場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話「#9110」に速やかに相談(情報提供)していただくようお願い申し上げます。

本事務連絡の内容についてご不明な点等ございましたら、末尾に記載しております文化庁文化経済・国際課チケット不正転売禁止法担当までお問い合わせください。

記

添付資料 「チケット不正転売禁止法及び特定興行入場券の要件について」

参考 チケット不正転売禁止法について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/index.html

(なお、本通知については、同様の内容を文化庁のホームページに掲載しています。
関係各所へ本通知を共有いただく際は、当該ページをご案内いただいても結構です。)

【URL、QRコード】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/93214202.html



本件連絡先 文化庁文化経済・国際課
チケット不正転売禁止法担当
電話：03-5253-4111（内線 4528）
メール：kei-sai@mext.go.jp

チケット不正転売禁止法とは

概要

- 特定の要件を満たすチケット（＝特定興行入場券）を不正に転売する行為に罰則を設けることにより、**転売行為の抑止効果を期待**し、
- これにより、**チケットの適正な流通の確保**の実現を目的とする

禁止行為＝ 特定興行入場券の不正転売
不正転売を目的とした特定興行入場券の譲り受け
（＝購入、仕入れ行為）

不正転売＝ 興行主の事前の同意を得ず、反復継続の意思をもって、販売価格を超える価格で転売する行為

対象となるチケット 転売チケット購入者の入場が拒まれる可能性が高いチケットに処罰範囲を限定

チケット全般 興行入場券

興行＝ 芸術、芸能又はスポーツを不特定多数の者に見せ、又は聞かせること
入場券＝ 興行の場所に入場することができるチケット

特定興行入場券

興行入場券のうち、不特定又は多数の者に販売され、かつ次ページのいずれの要件をも満たすもの

経過

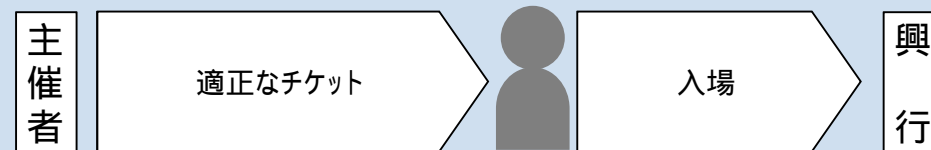
2018年12月 チケット不正転売禁止法成立

2019年 6月 同法施行

2020年 8月 人気アイドルグループ「嵐」のコンサートチケットを不正に転売した者に対し、懲役1年6カ月（執行猶予3年）、罰金30万円等の有罪判決

背景及び効果

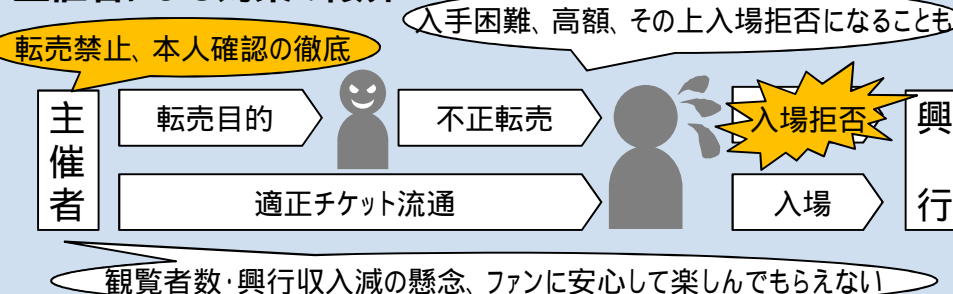
以前



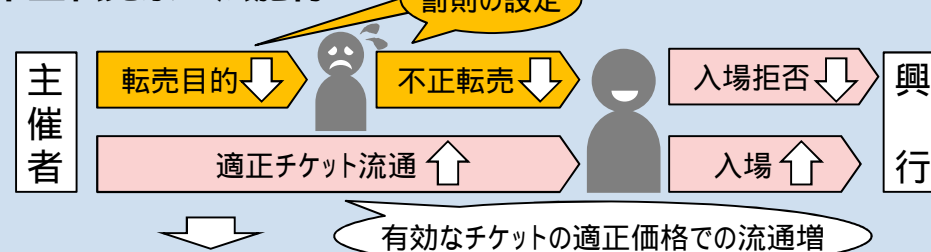
転売者の台頭



主催者による対策の限界



不正転売禁止法施行



興行全体の盛り上げ、ファンが安心して興行を楽しめる環境

座席指定かそうでないかによって、要件が異なります

入場資格者を指定するチケット

例：フェスのように座席が存在しない場合や、一定のゾーン内で自由な移動が可能な場合

特定の日時、場所を指定【共通】

興行主 = 興行の主催者

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨明示【共通】

入場資格者の氏名・連絡先を確認

- 「購入者」の確認は無効
- 別途購入者の氏名・連絡先が確認できている場合、「入場資格者は購入者と同一である」等のチェックボックスで確認することは有効
- 複数人分のチケットを購入する場合、全ての入場資格者について確認が必要

入場資格者 = 当該興行に入場する者

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨表示【共通】

入場資格者の氏名・連絡先を確認した旨を表示

座席を指定するチケット

特定の日時、場所を指定【共通】

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨明示【共通】

購入者の氏名・連絡先を確認

- チケット販売サイトやファンクラブ等の会員登録時に氏名・連絡先の確認が済んでいる場合、その会員番号を確認することによって氏名・連絡先を確認する措置が講じられているとみなされる
- 複数人分のチケット購入でも「購入者」を確認
- 複数人分のチケット購入時、人数分の氏名・連絡先の確認は不要

連絡先 = 電話番号やメールアドレス等

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨表示【共通】

購入者の氏名・連絡先を確認した旨を表示

販

売

時

券
面

事例紹介（特定興行入場券の要件を満たさないケース[左側]と、その改善案[右側]）



文化庁

販

【共通】入場資格者 / 座席を指定チケット

「営利目的の転売禁止」の記載

「主催者の同意のない」転売を禁止する旨明示

売

入場資格者を指定するチケット

「入場資格者」の氏名・連絡先を確認していない

「入場資格者」の氏名・連絡先を確認

複数枚販売の際に、販売人数分の「入場資格者」の確認をしていない

販売人数分の氏名・連絡先を確認

「入場資格者」の氏名を記入させていても、連絡先（電話番号、メールアドレス）の確認をしていない

連絡先（電話番号、メールアドレス）の確認も必要

【記載例】

今回購入するチケットで入場される方の氏名・連絡先をご記入ください。

	氏名	連絡先	
代表者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 氏名・連絡先は購入者と同じ
同行者1	(必須)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 連絡先は代表者と同じ
同行者2	(必須)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 連絡先は代表者と同じ

- 購入チケットが1枚の場合は、「入場資格者は購入者と同じ」などの形で、購入者情報を利用することも可
- 購入チケットが複数の場合、入場資格者のうちの代表者について、「入場資格者の代表者は購入者と同じ」などの形で、購入者情報を利用することが可
- 購入チケットが複数の場合、入場資格者のうち代表者でない者（＝同行者）について、各者の氏名を確認した上で、「同行者の連絡先は代表者の連絡先と同じ」などの形で、各同行者の連絡先の確認に代えることが可

時

事例紹介（特定興行入場券の要件を満たさないケース[左側]と、その改善案[右側]）



券

【共通】入場資格者 / 座席を指定チケット

「営利目的の転売禁止」の記載

「主催者の同意のない」転売を禁止する旨表示

具体的な氏名が印字されているものの、その者が購入者か入場資格者か不明であることに加え、連絡先を確認した旨の記載がない

チケット種類に応じて、その者が購入者か入場資格者を明記する他、連絡先も確認済みであることを表示
なお、必ずしも具体的な氏名を表示する必要はなく、「購入者の氏名・連絡先を確認済み」又は「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と表示すればよい

入場資格者を指定するチケット

「購入者の氏名・連絡先を確認済み」の記載

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と表示

「購入者（入場資格者）の氏名・連絡先を確認済み」との記載

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と明確に表示
この表記方法1本化で、入場資格者指定/座席指定のどちらの券種でも対応可能と思われるが、購入者ではなく入場資格者を確認したかどうか不明確になり、要件を満たせない可能性あり

面

座席を指定するチケット

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」の記載

「購入者の氏名・連絡先を確認済み」と表示

特定興行入場券の要件を正しく理解し、興行入場券の適正な流通確保へご協力をお願いいたします

(参考) チケット不正転売禁止法(抄)

第2条 この法律において「興行」とは、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること(日本国内において行われるものに限る。)をいう。

2 この法律において「興行入場券」とは、それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票(これと同等の機能を有する番号、記号その他の符号を含む。)をいう。

3 この法律において「特定興行入場券」とは、興行入場券であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 興行主等(興行主(興行の主催者をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者をいう。以下同じ。)が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興行入場券の券面に表示し又は当該興行入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に当該興行入場券に係る情報と併せて表示させたものであること。

二 興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者(興行主等が当該興行を行う場所に入場することができることとした者をいう。次号及び第五条第一項において同じ。)又は座席が指定されたものであること。

三 興行主等が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を確認する措置を講じ、かつ、その旨を第一号に規定する方法により表示し又は表示させたものであること。

イ 入場資格者が指定された興行入場券 入場資格者の氏名及び電話番号、電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)その他の連絡先(口において単に「連絡先」という。)

ロ 座席が指定された興行入場券(イに掲げるものを除く。) 購入者の氏名及び連絡先

4 この法律において「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。

(略)

第5条 興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

第6条 国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

2 興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

第7条 国及び地方公共団体並びに興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。